

中部電力浜岡原子力発電所の設置変更許可申請等の取下げ

令和8年9月30日

原子力規制庁

令和8年9月25日、中部電力株式会社から、別紙のとおり申請を取り下げる旨の通知があった。

別紙 申請取下げ願（令和8年9月25日付け本原原発第24号）

参考 申請の取下げについて（令和8年9月25日付け原規規発第2609254号）

原子力規制委員会殿

名古屋市東区東新町1番地

代表取締役社長 林 欣吾

社長執行役員

申請取下げ願

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第1項、同第43条の3の9第1項及び同第43条の3の24第1項の規定に基づき申請いたしました以下6件の申請書につきまして、下記の理由により取り下げることといたします。

- ・ 浜岡原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（3号発電用原子炉施設の変更）
（平成27年6月16日付本原原発第7号をもって申請し、令和3年12月22日付本原原発第29号をもって一部補正）
- ・ 浜岡原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（4号発電用原子炉施設の変更）
（平成27年1月26日付本原原発第35号をもって申請し、令和3年12月22日付本原原発第30号をもって一部補正）
- ・ 工事計画認可申請書
（平成26年2月14日付本原原発第45号をもって申請）
- ・ 工事計画認可申請書
（平成26年4月24日付本原原発第4号をもって申請）
- ・ 工事計画認可申請書
（平成26年8月28日付本原原発第28号をもって申請）
- ・ 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書
（平成26年2月14日付本原原発第46号をもって申請し、平成26年12月18日付本原原発第60号をもって一部補正）

記

取り下げる理由

「浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案」（令和8年1月5日公表）に対する調査委員会の調査報告書（同年9月11日受領）の内容を踏まえ、申請資料やその後の審査対応に関して信頼性に重大な疑義が生じている状況において、浜岡原子力発電所3号機・4号機の新規制基準に係る申請を維持することは適切でないと判断したため。

以上

原規規発第 2609254 号
令和 8 年 9 月 2 5 日

中部電力株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾 殿

原子力規制委員会

申請の取下げについて

令和 8 年 9 月 2 5 日付けで貴殿から取下げの申出のあった下記の申請については、処分を行わないこととしたのでお知らせ致します。

記

1. 申請の名称及び年月日

浜岡原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請（3号発電用原子炉施設の変更） 平成27年6月16日（本原原発第7号）

浜岡原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請（4号発電用原子炉施設の変更） 平成27年1月26日（本原原発第35号）

工事計画認可申請 平成26年2月14日（本原原発第45号）

工事計画認可申請 平成26年4月24日（本原原発第4号）

工事計画認可申請 平成26年8月28日（本原原発第28号）

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請 平成26年2月14日
（本原原発第46号）

以上